

彦根市専用「総括表」ご利用のお願い

彦根市へ給与支払報告書（個人別明細書）を提出いただく際は、彦根市専用総括表をご使用いただき、独自様式等の総括表をご使用になる場合でも、彦根市専用総括表を添付くださるようご協力をお願いいたします。

彦根市専用「総括表」等の使用および提出方法について

給与支払報告書（個人別明細書）を作成後、特別徴収（給与天引き）の人と普通徴収（個人納付）の人に分け、表紙に「総括表」を添付してください。 関与税理士様へ依頼される際は徴収区分と普通徴収切替理由（A～E）の連絡を必ずお願いいたします。

※ 令和5年中に給与等の支払があった場合、金額にかかわらず、給与支払報告書（個人別明細書）を提出してください。

【総括表】

① 給与支払者の名称・氏名欄
② 同上の住所・所在地欄
③ 源泉徴収事務所等欄
④ 同上の所在地欄

特別徴収と普通徴収の報告人員内訳等、必要事項を記載し、給与支払報告書（個人別明細書）の表紙として添付してください。

個人事業主の場合の記載方法

- ① 給与支払者の名称・氏名欄 → 個人事業主の氏名
- ② 同上の住所・所在地欄 → 個人事業主の自宅住所
- ③ 源泉徴収事務所等欄 → 事業所名称（屋号）
- ④ 同上の所在地欄* → 事業所所在地

※ ④に記載がある場合、総括表等は④の所在地に送付いたします

納期特例制度の適用を新たに希望される場合は、こちらの区分にチェックをしてください。

【普通徴収切替理由書(仕切紙A)】

理由	人数
A. 退職者・退職予定者（5月末日までに退職）	1名
B. 給与支払額が少なく(83万円以下)、特別徴収しきれない者	2名
C. 給与支払が不定期（毎月支給でない）である者	1名
D. 他の事業所にて特別徴収として扱う乙種該当者	1名
E. 普通徴収として扱う事業専従者（支払者が個人事業主の場合のみ）	1名
普通徴収(個人納付)する者(A～E)の合計人数	2人 / 6人

普通徴収となる従業員の切替理由（A～E）ごとの人数の内訳と合計人数を記載してください。

「普通徴収切替理由書（仕切紙A）」より下は、普通徴収の人の給与支払報告書（個人別明細書）を綴ってください。

※ 「普通徴収切替理由書（仕切紙A）」の理由（A～E）に該当しない場合は、パート・アルバイトであっても原則特別徴収をしていただかなければなりません。

【給与支払報告書(個人別明細書)】

① 摘要欄に該当の切替理由（A～E）を記載してください。
② 人数を一致させてください。

普通徴収となる従業員の給与支払報告書（個人別明細書）の摘要欄に該当の切替理由（A～E）を記載してください。

ただし、下段の乙欄、退職の事項に記載いただいている場合は、理由（A、D）の記載を省略することができます。

※ 摘要欄に普通徴収切替理由（A～E）を記載した人数と「普通徴収切替理由書（仕切紙A）」の人数を一致させてください。

(例) 給与支払報告書（個人別明細書）を彦根市に提出する従業員が6名の場合



図①
総括表

⑥ 給与支払報告書（個人別明細書）を彦根市に提出する従業員が6名の場合

特別徴収 2
普通徴収 2
合計 6

図②
給与支払報告書（個人別明細書）
特別徴収分

図③
普通徴収切替理由書（仕切紙A）

徴収切替理由書（仕切紙A）
用紙より下は、市民税・県民税を
普通徴収（個人納付）する人
を届けます。

普通徴収切替理由書（仕切紙A）
2
6

図④
給与支払報告書（個人別明細書）
普通徴収分

「普通徴収切替理由書（仕切紙A）」の普通徴収する者の合計人数と総括表の「普通徴収切替理由書へ記載した人数（個人納付）」の人数を一致させてください。

- 1 作成した給与支払報告書（個人別明細書）を、令和6年6月から特別徴収する人（A～Dさん）と普通徴収の人（E～Fさん）に分けます。
- 2 総括表（図①）に特別徴収の人と普通徴収の人の報告人員の内訳等、必要事項を記載して表紙にします。
- 3 特別徴収するA～Dさんの給与支払報告書（個人別明細書）（図②）を、総括表（図①）の下に綴ります。
- 4 「普通徴収切替理由書（仕切紙A）」（図③）に切替理由ごとの人数と合計人数を記載し、特別徴収する人の給与支払報告書（個人別明細書）（図②）の下に綴ります。
- 5 普通徴収になるE～Fさんの給与支払報告書（個人別明細書）（図④）を、「普通徴収切替理由書（仕切紙A）」（図③）の下に綴ります。E～Fさんの給与支払報告書（個人別明細書）の摘要欄には退職者・退職予定者の切替理由「A」を記載します。

※ 平成28年度より滋賀県と県内市町では、法令遵守の観点から特別徴収の徹底を行っています。

普通徴収が認められる場合においても、その旨が給与支払報告書等に正しく記載されていない場合は、特別徴収として取り扱われますので、ご注意ください。

※ 普通徴収への切替が認められる場合、eLTAXにて給与支払報告書を提出いただく際は、普通徴収切替理由書の添付は不要ですが、個人別明細書の摘要欄の先頭に切替理由（A～E）の入力が必要です。

（eLTAX以外で提出される場合は、上記のとおり、必ず普通徴収切替理由書の提出が必要となります。）

※ 給与支払報告書（個人別明細書）の提出先は、原則として受給者の令和6年1月1日現在の住民登録地の各市区町村です。